

総務教育環境委員会記録

総務教育環境委員会

委員長 河村 龍男

- 1 日 時 令和7年3月21日（金） 13時00分開会、13時17分閉会
教育委員会、総務部・消防担当部
- 2 場 所 光市議会第1委員会室
- 3 出席委員 河村 龍男、仲小路 悦男、中村 譲、中本 和行、仲山 哲男、
林 節子、藤川 みゆき、森戸 芳史、早稲田 真弓
- 4 事務局職員 西 優、起本 一生
- 5 説明員 吉本副市長
【教育委員会】 伊藤教育長、升教育部長、加川教育部次長兼教育総務課長、三好スポーツ推進課長
【総務部・消防担当部】 赤星消防担当部長、中原消防担当参事、秦消防担当課長、清水入札監理課長
- 6 議事の経過概要 別紙のとおり
- 7 その他（傍聴） 報道2社

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①追加議案第41号 光市総合体育館空調設備工事請負契約の締結について

説 明：三好スポーツ推進課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは質問させていただきます。入札の方法ですけれども、これが総合評価一般競争入札で特別簡易型となっておりますけれども、その理由につきまして、簡易型ではなく特別簡易型としたことも含めて、その理由を示してください。

○清水入監理課長

総合評価競争入札は、価格に加え、技術力や品質管理の頻度や方法、事業者の経験や過去の実績等を数値化して落札者を決める方式でございます。一般的に簡易型は、安全対策や工期の短縮、環境への影響軽減など、施工上の工夫に関する技術提案を求める工事に適用し、その評価項目は学識経験者に意見を聴するなど手続が必要とされ、多くの場合、国や県との大型工事で採用されております。

特別簡易型については、仕様に基づく適切で確実な施工が求められる工事に適用され、このたびの工事では技術的な工夫の余地が少なく、確実な施工を求めるものであったことから、特別簡易型を採用いたしましたところです。以上でございます。

○仲小路委員

詳しい説明ありがとうございました。分かりました。

それから、入札の参加形態ですけれども、特定建設工事共同企業体、または単体企業として、共同企業体を対象とした理由をお示してください。

○清水入監理課長

このたびの光市総合体育館空調設備工事におきましては、空調設備、いわゆる管工事の工事となります。入札参加形態は、請負対象設計金額がおおむね1億円以上の設備工事でありますことから、光市特定建設工事共同企業体取扱要領により、特定建設工事共同企業体を対象としたところでございます。以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。金額によるということで了解いたしました。

それから、代表構成員の要素の業者の区分ですけれども、これを市内業者のみとしなかった理由をお示してください。

○清水入監理課長

このたびの光市総合体育館空調設備工事におきましては、請負対象設計金額が4億円を超える工事となっており、代表構成員の要素として特定建設業の許可を有した業者を条件としております。特定建設業の許可を有している市内業者のみとした場合、入札参加可能業者が限られてくることから、一定の競争原理の確保を図るため、業者の区分を拡大しておるところでございます。以上です。

○仲小路委員

限られた数というのは、どの程度把握されていますでしょうか。

○清水入監理課長

市内業者といたしましたら、1社となります。以上です。

○仲小路委員

1社のみということで、了解しました。

それから今度は技術のほうなんです、メインアリーナのガス燃吸収式冷温水機ユニット型空気調和機、これは水の気化熱を利用した空調機で、サブアリーナの空冷ガスヒートポンプパッケージエアコンは、ガスエンジンでコンプレッサーを駆動させる空調ですけども、どちらもガスをエネルギー源としますけども、それぞれのアリーナにこの方式を選択した理由をお示してください。

○三好スポーツ推進課長

議員お示しのとおり、両アリーナともガス方式によるものでございますけども、令和5年度に基本設計、今年度実施設計を行いまして、ランニングコスト、それからイニシャルコスト等を踏まえ、長期的な運用費用、またSDGsの観点から検討し、総合的に判断したところでございます。

メインアリーナにつきましては、面積が1,717平方メートル、高さが最高部で12.85メートルとなっておりまして、加えて2階の観覧席等の広い空間を一体的に冷暖空調を行う必要があるということから、導入する空調機器につきましては、大規模施設の空調により効果が高いとされる吸収式冷温水機を活用した方式で更新することといたしました。

また、サブアリーナにつきましては、面積が522平方メートル、高さが9.45メートルということで観覧席の設置はございません。そのため、空調設備の設置場所も限りがあるということから、個別空調に適しているガスヒートポンプパッケージエアコンを選択したところでございます。以上でございます。

○仲小路委員

はい、分かりました。サブアリーナについては場所の問題もあるということで、了解しました。以上です。

○仲山委員

私のほうからは、契約後の工事費の増額の可能性について契約の約款に取り決められていることと思いますが、念のために確認しておきたいと思います。

工事費の増加の要因としては、予見できない建築物価の上昇による影響や、既存施設の工事であるために更新後、新たに判明した想定外の状況による影響といったことが考えられるかなと思いますけれども、この工事に関しましては、工期が長いわけではありませし、事前に調査設計しておりますので予見できないことはまずないと思いますが、契約ではどういった条件の場合、工事費の見直しとなるのか、またそういう場合、どういった手順で増額の有無や金額を決定するのかお伺いしておきます。

○三好スポーツ推進課長

請負契約の契約書では、工事の施工に当たり、設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別の状態が生じた場合や、設計図書と実際の工事現場が一致していないときなど、受注者より通知があった場合、監督員は事実を確認し、必要があると認められるときは、設計図書の訂正または変更を行わなければならないとされているところでございます。

また、変更する際の請負金額の額の変更につきましては、発注者と受注者で協議いたしまして決めるということとしております。以上でございます。

○仲山委員

確認させていただきました。設計変更を伴うようなことがあった場合にということなんだな、ということは理解いたしました。以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

2 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①追加議案第40号 光市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

説 明：秦消防担当課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」